

令和2年6月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和2年第6回）議事録

1. 開催日時 令和2年6月18日（木曜日）午後2時
2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」
3. 出席委員（23名）

2番 熊谷正博	14番 小野真一
3番 遠藤幸男	15番 小松幸夫
4番 眞坂平通	16番 大場弥吉
5番 富樫公一	17番 佐藤喜勝
6番 石井勲	18番 岡部五一郎
7番 庄司和夫	19番 古関幸子
8番 佐藤崇	20番 佐々木純一
9番 畑山留美子	21番 齋藤誠
10番 佐々木亨	22番 佐々木知榮
11番 佐藤俊和	23番 佐藤和子
12番 大瀧浪雄	24番 佐藤系悦
13番 佐藤秀孝	
4. 欠席した委員（なし）
5. 議事日程第1号 令和2年6月18日 午後2時
 - 第1. 議事録署名委員指名
 - 第2. 会議書記任命
 - 第3. 会期決定
 - 第4. 会務報告
 - 第5. 報告第5号 由利本荘市農地利用最適化推進委員候補者について
 - 第6. 議案第52号 農地法第3条の規定による使用収益権設定の件
 - 第7. 議案第53号 農地法第3条の規定による地上権設定の件
 - 第8. 議案第54号 農地法第3条の規定による所有権移転の件
 - 第9. 議案第55号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
 - 第10. 議案第56号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件
 - 第11. 議案第57号 農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件
 - 第12. 議案第58号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件
 - 第13. 議案第59号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件
 - 第14. 議案第60号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う地上権設定の件
 - 第15. 議案第61号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件
 - 第16. 議案第62号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について
 - 第17. 議案第63号 「農業委員会事務の実施状況等の公表について」にかかる令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並
6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	高橋孝紀	次長	豊嶋昌則
農地班長	小松和則	農政班長	二見真之
主査	釜台勇樹	主任	佐々木智慧
主事(矢島庶務班)	村上崇敬	主任(岩城庶務班)	佐賀歩
技師(由利庶務班)	豊島達也	主事(大内庶務班)	池田卓也
主事(東由利庶務班)	遠藤大騎	主事(西目庶務班)	高橋菜摘
主任(鳥海庶務班)	櫻井浩規		

8. 総会議長

佐藤系悦

9. 議事録署名委員

4番 眞坂平通

5番 富樫公一

10. 会議の概要

○議長

これより、令和2年6月4日公示招集されました、令和2年第6回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数23名中23名であります。出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますのでご報告いたします。本日の提出案件は、報告5号及び議案第52号から議案第63号までの計13件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に4番眞坂平通委員、5番富樫公一委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りとして、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よって、本日の会議の会期は、本日1日限りとして決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局長

【案件を朗読して説明する】

○議長

日程第5、報告第5号「由利本荘市農地利用最適化推進委員候補者について」を事務局より報告いたします。

○事務局

2ページをご覧ください。

6月4日に開催されました、農地利用最適化推進委員選考委員会において、2ページの名簿のとおり候補者が選考されましたので、「由利本荘市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」第7条第2項の規定に基づき報告します。

なお、同規則の第8条では、「農業委員会は、選考委員会の報告を尊重し、総会の決定を得て委嘱する」としており、改選後の新委員により開催される、8月1日の初総会で議決のうえ委嘱されることとなります。

報告第5号につきましては以上であります。

○議長

報告第5号の説明が終わりました。本件は質問、意見を省略して、報告のとおり承認することに決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認め、報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第52号「農地法第3条の規定による使用収益権設定の件」を議題とし、農地法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、別紙資料をもとに以下のとおり説明する。)

別紙A4で配布しています「農地中間管理事業メニュー」をご覧ください。公社売買とありますが、区分が3種類になっております。通常概ね表の左に記載の即売りというメニューを使っておりますが、今回の申請は表の右に記載の分割払い型というメニューになります。

農業公社から受け手農家への売渡しについて、不動産割賦売買契約を締結して購入代金を分割で支払うものになりますが、その期間の農地の使用について使用収益権の設定をするものになります。

ただ今、説明いたしました案件については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく申し上げます。

○議長

議案第52号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【22番手を挙げる】

○議長

22番佐々木知榮委員。

○22番(佐々木知榮委員)

これは特別な案件というか、あまり委員会でも出たことがありませんけれども、確か去年の春頃に本荘の案件で、1年間の使用貸借の後に売買するという案件で、この委員会でも出たと思います。事業期間が令和2年度までと書いておりますけれども、いつから始まって令和2年で終わるのか、この事業に手を挙げる場合は、買い手売り手の方の何か要件があるのか、5年

ないし10年の使用貸借をするということは、その経費もかかるでしょうから、そのことについてもう少し詳しくお知らせください。

○議長
事務局。

○事務局
(別紙資料を用いて以下のとおり説明)

昨年の案件で上がったものについては、一番左の「即売り&1作後の売り」というメニューの1作後の売りということで、1年間の使用貸借をした後に売買をするというのが、昨年上がった案件であります。

今回については、それとは別で、「分割払い型」という案件で、要件としては、同じく認定農業者であることが前提です。人・農地プランの中心経営体であればいいという場合もありますが、要件は大体同じですが、売買する農地面積が50a以上という要件があります。

費用的なことについては、分割払いで、その期間、出し手から買い入れを農業公社でしているわけですから、その分の代金は、資料の区分4番の「補助等」ということで、公社の方で全国農地保有合理化協会から無利子で借り入れている形で支払いをしております。

区分2番の「特徴点」の③に、担保として、参加の申し込みの時点で1割の保証金を納入してもらおうというところが、他のメニューと違うところです。一旦その1割を支払ってもらいませけれども、完済した時点でその1割部分は返還することになっております。たとえば10年払いとすると、1割分最後残るんですが、支払いにその保証金を充てても良いと言っておりましたので、実質9年で終わるとのことです。

○22番(佐々木知榮委員)
そうすると10年間借りても、利息等は一切かからないということですか。

○事務局
かからないです。手数料としては同じく、1件あたり15,000円プラス土地代金の1パーセントというのは他と同じです。

○22番(佐々木知榮委員)
これはいつから始まったのですか。

○事務局
毎年延長となっており、現在、示されているのが令和2年となっており、現段階では農地管理事業の特例事業という形のメニューになっていますが、その前の農地保有合理化推進事業から引き継いでおり、その取り扱いについては平成16年頃から出ていると記憶しているが、正確なものについては申し訳ありませんが把握しておりません。

○22番(佐々木知榮委員)
ありがとうございました。

○議長
他にありますか。
【6番手を挙げる】

○議長
6番石井勲委員。

○6番(石井勲委員)

売買ということで、買う方は分割でいいんですけど、売る方には満額いくものですか。

○事務局

農業公社の方からは満額支払われます。

○議長

他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第52号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第52号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第53号「農地法第3条の規定による地上権設定の件」を議題とし、農地法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、内容について詳細を説明。関連として議案第59号1番で農地転用について審議がある旨説明。また、農地法に基づく説明については、区分地上権の許可は農地法第3条第2項ただし書に該当し、通常審査される全部効率利用要件や農作業従事要件は満たしてなくても許可できるが、申請地及び周辺農地等の利用上支障が無いかどうか検討することとされており、農林水産省通知により営農に支障の無い支柱の高さはおおむね2m以上とされているが、申請設備は2.5mとなっており、また、所有者との調整も図られていることから、営農条件に支障が無いものとし許可相当と判断できる旨説明する。)

○議長

議案第53号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第53号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第53号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第54号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域毎に、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲受人の要望、贈与である旨述べ、贈与税の税制上の取り扱いについては説明済みであることを補足する)

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明した案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしくお願いいたします。

○議長

議案第54号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第54号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第54号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第55号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域毎に、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権又は使用貸借権の新規、再設定であり、期間は案件により1年から30年である旨説明する。)

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第5項の各号を満たしております。よろしくお願いいたします。

○議長

議案第55号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第55号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第55号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第56号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件」を議題とし、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明も含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の移転、期間は5年、7年である旨述べ、計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

議案第56号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第56号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第56号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第57号「農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件は申請者が農地法を熟知していなかったことによる追認案件であるが、悪質とは認められず、今後は農地法を遵守する旨の届け出がなされていることから申請を受理したものであること。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第57号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、21番齋藤誠委員。

○21番(齋藤誠委員)

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第57号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第57号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

議案第57号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第57号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第58号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、30aを超えるため秋田県農業会議の意見聴取の対象になることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨説明する。)

○議長

議案第58号1番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、4番眞坂平通委員。

○4番(眞坂平通委員)

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に議案第58号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第58号2番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、3番遠藤幸男委員。

○3番(遠藤幸男委員)

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第58号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、1番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であり、2番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

はじめに議案第58号1番につきましてお諮りいたします。議案第58号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第58号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたします。

次に、58号2番につきましてお諮りいたします。議案第58号2番は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第58号2番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第59号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件は申請者が農地法を熟知していなかったことによる追認案件であるが、悪質とは認められず、今後は農地法を遵守する旨の届け出がなされていることから申請を受理したものであること。また、この案件については、申請面積が30aを超えないが、営農型発電事業に伴う申請であるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨説明する。)

○議長

議案第59号1番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、17番佐藤喜勝委員。

○17番(佐藤喜勝委員)

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に議案第59号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第59号2番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、21番齋藤誠委員。

○21番(齋藤誠委員)

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第59号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、1番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であり、2番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

はじめに議案第59号1番につきましてお諮りいたします。議案第59号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第59号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたします。

次に、議案第59号2番につきましてお諮りいたします。議案第59号2番は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第59号2番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第14、議案第60号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う地上権設定の件」を議題とし、議案第60号1番及び2番につきまして、事務局より一括しての説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、申請面積が30aを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨説明する。)

○議長

議案第60号の説明が終わりました。議案第60号1番及び2番の現地調査報告につきましては、令和2年第3回総会議案第31号「由利本荘市農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、すでに報告を受けておりますので、省略いたします。

ただいまの議案第60号の事務局説明につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見はございませんか。

【9番の手が上がる】

○議長

9番畑山留美子委員。

○9番(畑山留美子委員)

設備について台風などが来た際に破損した場合、ゴミなど他の農地に影響する場合は考えられるが、対応はどうするのか。20、30年後に老朽化した際の対応は。対応する保険への加入はしているのか。

○議長

事務局。

○事務局

今後同様の案件があった際は、指導または審査へ盛り込んでいくことを検討したい。

○議長

他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第60号1番及び2番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

はじめに議案第60号1番につきましてお諮りいたします。議案第60号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第60号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたします。

次に議案第60号2番につきましてお諮りいたします。議案第60号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第60号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたします。

○議長

日程第15、議案第61号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、議案第61号1番から3番につきまして、事務局より一括しての説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第61号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、5番富樫公一委員。

○5番(富樫公一委員)

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第61号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第61号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

はじめに議案第61号1番につきましてお諮りいたします。議案第61号1番は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第61号1番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。
次に議案第61号2番につきましてお諮りいたします。議案第61号2番は、申請が適法と認め、許可することに賛成諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第61号2番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。
次に議案第61号3番につきましてお諮りいたします。議案第61号3番は、申請が適法と認め、許可することに賛成諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第61号3番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第16、議案第62号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づき朗読し、申請地は約40年前から道路側溝として利用されており、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。）

○議長

議案第62号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、5番富樫公一委員。

○5番（富樫公一委員）

（現地確認日、現地調査出席者、申請地の状況から、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第62号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第62号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第62号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第17、議案第63号「『農業委員会事務の実施状況等の公表について』にかかる令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(総会資料の令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明。)

【内容説明】

議案第63号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第63号は、原案が適当と認め、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第63号は、原案が適当と認め、原案のとおり決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時25分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 眞 坂 平 通

議事録署名委員 富 樫 公 一